

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）  
○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成17年3月28日平成17・03・22原院第1号）

改 正	現 行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、かつ、当該ボイラーの最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が4トン毎時未満（発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを用いる場合に限る。）の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に規定する認定試験合格者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規程する資格検定合格者を含む。）</u>であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者</p> <p>ロ～ホ (略)</p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、かつ、当該ボイラーの最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が4トン毎時未満（発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを用いる場合に限る。）の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者</u>であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者</p> <p>ロ～ホ (略)</p>